

神戸市福祉乗車制度実施要綱

令和4年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者等に福祉乗車証（以下「福祉パス」という。）を交付することにより、身体障害者等の社会参加の促進と移動支援を行い、もって身体障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号の一に該当し、かつ神戸市内に住所又は居所を有する者とする。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けており、当該身体障害者手帳に「1級」から「4級」のいずれかが表示されている身体障害者。
- (2) 知的障害者 児童相談所、知的障害者更生相談所若しくは障害者更生相談所において知的障害者と判定され判定書の交付を受けた者、又は療育手帳の交付を受けている知的障害者。
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者。
- (4) 原爆被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者。
- (5) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者。
- (6) 中国残留邦人等世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）による支援給付を受けている被支援世帯。ただし、次号に該当する者は除く。
- (7) 中国残留邦人等高齢者 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）による支援給付を受けている満70歳以上の者。

2 前項第6号に掲げる世帯については、世帯のうち1名を交付対象者とする。

(申請同意)

第3条 対象者であって、福祉パスの交付を受けようとする者は、別に定める様式により、申請及び乗車実績情報の提供等に関する同意を行わなければならない。

2 前項に定める申請等を行う場合、身体障害者は身体障害者手帳を、知的障害者は判定書あるいは療育手帳を、精神障害者は精神障害者保健福祉手帳を、戦傷病者は戦傷病者手帳を、原爆

被爆者は被爆者健康手帳を、中国残留邦人等世帯及び中国残留邦人等高齢者は本人確認証又は適用証明書をそれぞれの申請書に添付、又は申請時に呈示しなければならない。ただし、所管局長（以下「交付権者」という。）が特に認める場合はこの限りでない。

（異動の届出）

第4条 前条に定める申請等を行なった者は、申請等の内容に異動が生じた場合は、届出を行うものとする。

（交付）

第5条 第3条に定める申請等を受理した交付権者は、申請書類等を審査し、必要と認められる者に対して福祉パスを交付するものとする。

2 福祉パスは、ICカード又は磁気カードのいずれかの形態で発行するものとする。

3 福祉パスは、身体障害者のうち第1種の者、精神障害者のうち1級の者又は知的障害者については介護付乗車証とし、これ以外の者については単独乗車証とする。介護付乗車証については、介護のために同乗する介護者が使用するための介護者用通行証（以下「通行証」という。）を併せて交付する。

4 前項に定める福祉パス及び通行証の交付は、申請書等を受理した後、原則として2ヶ月以内に行うものとする。

（交付対象者の変更）

第6条 交付権者は、第2条第1項第6号により交付した福祉パスについて、世帯や生活状況の変動により相応の事由が存する場合、第2条第2項の規定により定めた交付対象者を当該世帯のうち他の者1名に変更することができる。

（事業内容）

第7条 福祉パス及び通行証は、市が福祉乗車に関する協定を締結する交通事業者（以下「対象交通機関」という。）が提供する福祉乗車サービス（以下「福祉乗車サービス」という。）を利用できる機能を有するものとする。

2 前項に定める福祉乗車サービスの内容は、対象交通機関と締結する協定等により定める。

3 福祉パス及び通行証のうちICカードで発行するものは、駅等に設置されている現金積増機能を有する機器で入金（以下「チャージ」という。）できる機能を有するものとする。

4 福祉パス及び通行証のうちICカードで発行するものは、搭載したICチップの機能を活用することで、チャージされた残額の範囲内で、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。）とIC決済サービス「PiTaPa」に関する契約を有する交通事業者及びスルッとと相互利用契約を有する交通事業者（以下「PiTaPa利用可能交通機関」という。）が運営する輸送機関を利用できる機能（以下「プリペイド機能」という。）を有するものとする。

(使用)

第8条 福祉パスは、券面に記載された記名人本人（以下「記名人」という。）のみ使用することができる。

2 通行証は、記名人において介護が必要な場合に、記名人が指定する介護者1名が使用することができる。

(有効期限)

第9条 福祉パス及び通行証の有効期限は、券面に記載のとおりとする。

(更新)

第10条 福祉パス及び通行証は、有効期間中に更新するものとし、別に定める方法により、その手続きを行うものとする。

(紛失・盗難等)

第11条 記名人又はその代理人は、紛失、盗難、災害等により福祉パス又は通行証のうちICカードで発行するものをなくした場合は、速やかにその旨をスルッとに届出なければならない。

(再交付)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合、交付権者は記名人又はその代理人からの申請により、福祉パス又は通行証の再交付を行うことができる。ただし、第1号又は第2号により、福祉パス又は通行証のうちICカードで発行するものの再交付を希望する場合、記名人又はその代理人は、申請前に前条の届出を行い、スルッとより関係書類の交付を受けなければならない。

(1) 紛失により福祉パス又は通行証をなくした場合

(2) 盗難、災害等により福祉パス又は通行証をなくした場合

(3) 破損、汚損等により福祉パス又は通行証が使用できなくなった場合

(4) ICチップの不良により福祉パス又は通行証が使用できなくなった場合

(5) 婚姻等の理由により福祉パス及び通行証に記載する氏名変更等を行う場合

2 福祉パス又は通行証の再交付を行う場合の費用負担については別に定めるところによる。

3 第1項第2号又は第4号により福祉パス又は通行証のうちICカードで発行するものの再交付を行う場合又は交付権者が特に認める場合には、再交付までの期間に限り、福祉パス又は通行証に準じた利用ができる特別乗車証を交付することができる。

(無効措置等)

第13条 次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに無効措置を講じ、福祉パス及び通行証の返還を求めることができる。

(1) 記名人が、対象者の要件に該当しなくなったとき

(2) 記名人において、福祉パスが不要になったとき

(3) 福祉パス又は通行証が複製、改ざん、加工、複写等されたとき

(4) 福祉パス又は通行証（複製等含む）が、不正に使用され又は使用されようとしたとき

(5) 福祉パス又は通行証（複製等含む）が、第三者に不正な目的で貸与又は譲渡したとき

2 福祉パス又は通行証のうち I C カードで発行するもののプリペイド機能を利用して P i T a P a 利用可能交通機関を利用する際、当該交通機関が定める旅客営業規則及び運送約款等に違反して、不正に使用され又は使用されようとしたときは、当該交通機関は、福祉パス又は通行証を無効として回収することができる。

(払戻し)

第 14 条 記名人又はその代理人は、スルツとの定めるところにより、福祉パス又は通行証のうち I C カードで発行するものにチャージされた残額について、スルツとより払戻しを受けることができる。

2 前項に定める払戻しに係る手続きは、別に定めるところによる。

(施行の細目)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、交付権者が定める。

(適用範囲)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(関連要綱の廃止)

1 この要綱の施行に伴い、神戸市福祉乗車証交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）は令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。